

令和5年度 委員会規定

(委員会の設置)

第1条 本部会は部会の運営及び事業推進を円滑に実施する為に次の委員会を置く

1. 総務広報委員会
2. 組織強化委員会
3. 会員研修委員会
4. 地域構想委員会
5. 外務企画委員会

(委員会の所定任務)

第2条 各委員会の所定任務は次の通りとする

全委員会共通として、綱領・指針にのっとった活動をおこなうものとする
会員各位が参加したくなる例会の企画・運営を行い、委員会の枠を越えた会員相互の交流の場を築き、筑後 YEG の活性化に繋げる
各委員会独自の内容として、

1. 総務広報委員会
 - (1) 規約に則り総会またその懇親会を円滑に運営する
 - (2) 手帳・名刺の作成ほか総務全般を行う
 - (3) WEB サイト等活用して筑後 YEG の活動内容を全方向に広く情報共有・広報活動を行う環境を整える
2. 組織強化委員会
 - (1) 全ての会員が筑後 YEG の各種事業に参加しやすくなる環境を整え、事業への参加促進を行う。
 - (2) 会員同士が繋がり筑後 Y E G の活性化を図る事業の企画・運営を行う
3. 会員研修委員会
 - (1) 年間を通じて会員増強を図り、新規入会予備軍への組織的働きかけの企画・サポートを行う
 - (2) 会員企業のビジネス拡大に繋がる事業の企画・運営を行う
4. 地域構想委員会
 - (1) 筑後市に寄与できる事業に積極的に参画する
 - (2) 筑後市の活性化を促進するような事業の企画・運営をする
5. 外務企画委員会
 - (1) 福岡県連会員大会への参加を促し、他単会と交流することで筑後 YEG としての自覚を高め、資質向上に貢献する
 - (2) 令和6年度に開催される全国大会に向けた分科会の企画・立案・予行の場を設ける

(委員会の構成)

- 第3条 会員は全て何れかの委員会に所属するものとする
但し、会長、副会長、専務理事は何れの委員会にも属しないものとする

(委員会の運営)

- 第4条 委員会の役職として以下を設ける

1. 担当副会長（オブザーバー）
 - (1) 委員会の相談役として、委員会活動（委員会、各事業など）の全体的サポートを行う
 - (2) 三役会議に出席し、委員会事業の説明を行う
2. 委員長
 - (1) 委員長は委員会の議長役として、議事を進行する
 - (2) 委員会を代表して、役員会に出席し、議案を役員会上程する
 - (3) 委員会活動を統括する
3. 副委員長
 - (1) 委員長の補佐役として、委員会活動を推進する
 - (2) 委員長の代わりに、その職務を代行する
 - (3) 議案及び上程資料を委員長とともに作成し、委員会上程する
 - (4) 委員会事業を計画書に沿って委員と共に執行する
 - (5) 委員会開催の事前準備及び設営を行う
 - (6) 委員会開催日時、場所を委員会に連絡する

(委員会の開催)

- 第5条 各委員会は、毎月1回以上委員会を開催する
又、委員会開催後、出席者並び報告事項を文書（議事録）にて、速やかに提出しなければならない

附則

(改定)

1. 令和5年4月定時総会より、規定を改正する